

## 公益財団法人公益法人協会 第25回評議員会議事録

1 開催された日時 平成31年3月13日(水) 15時～17時

2 開催された場所 「仏教伝道センター」 8階「和」

3 評議員総数及び定足数

　　総数 25名、定足数 13名

4 出席評議員数 16名

(出席) 秋山孝二、伊藤道雄、今井 渉、上保紀夫、小方 泰、紙野憲三、木戸 寛、  
木村裕士、高橋陽子、谷井 浩、中野佳代子、振角秀行、蓑 康久、山本雅貴、  
吉井實行、渡邊 駿

(注) 伊藤評議員は15時10分、第1号議案説明時に着席した。

(欠席) 浅野 有、大貫正男、小西恵一郎、波沢雅英、茶野順子、徳川義崇、  
轟木洋子、野村 萬、深尾昌峰

(監事出席) 谷村 啓、中田ちず子

(理事出席) 雨宮孝子理事長、鈴木勝治副理事長、鶴見和雄常務理事、太田達男会長

(議案説明及び報告) 雨宮理事長、鈴木副理事長、鶴見常務理事

### 5 議 題

#### 決議事項

第1号議案『議事録署名人の選出』の件

第2号議案『平成31年度事業計画書及び收支予算書等の承認』の件

#### 報告事項

- (1) 第51回理事会のその他決議事項
- (2) 内閣府令等の一部改正に関する意見募集及び公法協意見書
- (3) 制度改正要望活動の状況
- (4) 「民間法制・税制調査会」第二期活動計画
- (5) 平成30年度入退会の状況
- (6) その他報告

### 6 会議の概要

#### (1) 定足数の確認等

冒頭で鶴見常務理事より、評議員総数25名中15名が出席(その後1名が到着し16名となつた)、9名は欠席予定であること、したがって開催要件の定足数たる過半数13名以上の出席を充足していることを確認し、続いて同常務理事から本会議の議事進行について説明があった。

#### (2) 議案の審議状況及び議決結果等

定款の規定に基づき、高橋陽子評議員会会长が議長として本会議の成立を宣し、議案の審議に移った。

## ○ 決議事項

### 第1号議案『議事録署名人の選出』の件

議長が、本評議員会議事録署名人2名の選出について諮ったところ、秋山孝二、伊藤道雄の両評議員を出席評議員全員一致で選出した。

### 第2号議案『平成31年度事業計画書及び収支予算書等の承認』の件

議長の求めに応じて雨宮理事長から、事業計画書等の説明の前にまず、先立って開催された第51回理事会第1号議案として承認された2019～2021年度の「中期経営計画」である「3ヶ年Kプラン」（以下「Kプラン」）の導入部分について説明があった。説明によると、少子高齢化をはじめとする社会環境の変化はかつてないほどにめまぐるしく、また多発する自然災害も大きな脅威として眼前に存在している現代において、社会的課題を果たす非営利セクターの役割は今後ますます大きくなるばかりである。また、現在の社会的課題の解決だけでなく、将来の価値の創造のための公益活動は重要である。このような観点において、公益法人協会は今後どのようにあるべきなのか、ということがこのKプランのポイントである。方針の主眼は、昨年12月に開催した「新公益法人制度施行10周年シンポジウム」で、多くの公益法人の声をもとに採択された大会宣言の実現に向け、取り組みを開始し、持続していくことである。また、当協会の財政基盤を強固なものとするために、安定的な財源である会員からの会費収入の確保は大きな課題であり、会員の増強に一層の力を注いでいきたい。また、新しく法律家、会計研究家、会計税務の専門家、実務家等の総合専門的集団として、「公益法人研究学会(仮称)」を組成し、非営利法人界のシンクタンク的な機能を担いたい、とのことであった。

続いて鶴見常務理事から、Kプランの内容について説明があった。説明によると、本経営計画の策定に当たっては、前回の「中期経営計画」（2015～2017年度）及び2018年度の単年度の事業計画の達成状況についてレビューを行った他、2018年11月には、職員全員でワークショップを実施し、職員が考える将来像をくみ上げ、トップダウンとボトムアップの融合という形でこの計画を作り上げた。また、「長期経営計画 Project Coming10」（2014年度）に盛り込まれた76項目の提言事項についても検証した。このようにして、公法協が直面する問題点を洗い出し、その上で、目標とすべき課題を精査した結果、Kプランの基本戦略は以下の3つとする。①大会宣言に盛り込まれた法改正の実現、②役職員一丸となった合意形成型の経営体制の実施、③公益法人界における全国組織（ナショナル・プラットフォーム）としての自覚の醸成とそれに根差した活動の強化、である。

このための施策として、既会員の継続性の確保（リテンションプラン）を基本に、非会員の新規公益法人（2008年12月以来の新設公益認定法人含む）へのアプローチ、現在6万に上る一般法人のデータベースの整備等に力を入れ、会員増強策による当協会の安定的な財源の確保に努めたい。また、創立50周年に向け組織整備を行い、スピード感とメリハリのある経営戦略に基づいた執行体制を確立し、Webや協会内システムに対する投資を中心とした適正な財産配分に努め、現行の公益目的事業を一層充実させたい、とのことであった。また、非営利法人データベースシステム「N O P O D A S」の存続の如何については過去の理事会等でも指摘を受けており、苦渋の決断であるが全面的に撤退したい。なお、計数的には、3年後に2億5千万円の基礎収益力を確保したい。システムの投資見込みは、Web開発や顧客問い合わせのシ

システム増強等の新規投資が3年間で1,800万円、固定費用が基幹サーバの保守契約料として年間700万円、3年間で2,100万円かかるためこれに見合う収益力を確保したい、とのことであった。

引き続き、主要各事業計画の詳細及び收支予算書等について議案説明があった。説明によると、平成31年度事業計画は第1号議案で承認を受けたKプラン(2019~2021年度)の諸施策を達成するための初年度として位置づけ、説明によると、事業計画の要約は次のとおりである。

<公益目的事業Ⅰ「普及啓蒙」>①実務書ラインアップの充実、②当協会への入口というべきW e bサイトの全面的改修、③創立50周年プレ・シンポジウムの開催、④国内外の情勢の変化を捉えた関係団体との連携、海外中間支援団体との情報交換、⑤公益法人の制度理解促進、認知度向上のための対メディア関係強化、⑥ユース(若者)世代との連携関係を企図したインターネットショップ推進。

<公益目的事業Ⅱ「支援・能力開発」>①相談室機能のさらなる充実・拡大、②ニーズに合ったセミナー内容の見直し、③『公益法人』誌は「読まれる機関誌」のための内容刷新、④公益法人・一般法人の情報公開・公告を代行する「共同サイト」W e bページの改修。

<公益目的事業Ⅲ「調査研究・提言」>①「民間法制・税制調査会」、「非営利法人関連の判例等研究会」「定点アンケート」の継続実施、②調査研究、国内連携事業とも連携した専門委員会の実施、③非営利法人制度・税制改善のための適切な提言活動。

<法人管理>① 2018年12月に実施した「会員アンケート」の分析による会員ニーズの把握及び各事業担当との協力による会員サービスの強化、会員制度の再検討、社内システムの活用・機能拡充による新規会員獲得と現会員リテンション、会員参加型ワーキンググループの組成、「公益法人大賞」創設の検討等。

次に、別添の配布資料を元に平成30年度の財務状況の説明とともに、31年度收支予算について説明があった。説明によると、31年度は現段階では542万程度の赤字になる見込みである。これは、「Kプラン」での「投資する戦略」に基づいたITへの投資によるものであるが、公法協の将来の持続性を担保するための投資は行いたいと考えるのでぜひ承認いただきたい。ちなみに、30年度は739万円のマイナス予算を組んだが、現在のところマイナス300万円程度の決算を見込み、赤字を400万程度圧縮できる見込みであり、役職員一同の努力の賜物であると思っている。また、資金調達及び設備投資の見込みについては、当協会W e bサイトのリニューアル費用が500万円、「情報公開共同サイト」リニューアル費用が55万円、社内システムの機能強化費用には273万円ほど投入する予定であるとのことであった。

以上の説明に対して、下記の意見及び質疑応答があった。

(義評議員) 会員の獲得に力をいれるとのことだが、どれくらいのターゲットを想定し、どのような方策を考えているか。

(鶴見常務理事) 現在の会員1,424の多くが公益法人であるが、今後は一般法人、社会福祉法人をターゲットに、会員拡大のためにあらゆる手段を講じたい。また、月毎の会員数を社内で明示したい。

(義評議員) 赤字予算とのことだが、キャッシュフローを見ないと実態は分からぬ。流動資産はどのような状況か。

(鶴見常務理事) 直近の流動資産のうち、現預金は5,700万円ほどである。

(鶴見常務理事) 昨年12月に会員アンケートを実施し、会員の400団体くらいから回答を得た。

それを元に会員満足度を上げる方策を取れば、リテンションにつながり、新規獲得も増えていくと思われる。

(上保評議員) 寄附に力を入れられるとのことだが、収支予算書にある一般寄附金300万円はどのような方策で得るのか。

(鶴見常務理事) 中間支援組織としてのターゲットは個人ではなく、企業若しくは既存の公益法人である。会員ではない法人も沢山あるので、将来的に公益法人が成長するようなファンドをアピールしたい。一つの方法としてクラウドファンディングもあり得るだろう。具体的な手法は今後検討したい。300万円は、決して無理な数字ではない。

(雨宮理事長) 職員の給料も上げたいと考えている。一般寄附金を増やしたいと以前より思っている。新しい制度で基金という箱を作ることが可能になり、公益法人協会も内閣府に対し手続を済ませたが、いつまでも箱が空だというのも問題だし、そのための努力もしたい。ほかの公益法人も、私達の方法がうまくいけば、ああいうやり方があるのだと思っていただけののではないかと思う。ただ寄附してくださいというだけでは、集まらないと思う。

審議の結果、原案どおり出席評議員全員一致で可決した。

## ○報告事項

下記項目について、それぞれ担当執行理事より報告があった。

### (1) 第51回理事会のその他決議事項(雨宮理事長、鈴木副理事長及び鶴見常務理事)

#### ① 「『東日本大震災 草の根支援組織応援基金』支援金第7回及び『西日本豪雨災害 草の根支援組織応援基金』支援金第2回各配分先の決定」の件

報告によると、「東日本大震災 草の根支援組織応援基金」については、応募団体が計19件（岩手県5件、宮城県5件、福島県9件）あり、2月27日の配分委員会での審議の結果、指定寄附基金は4件で191万2,442円、また、一般寄附は6件で188万円を配分助成する。また、「西日本豪雨災害 草の根支援組織応援基金」については、応募団体が7件（岡山県2件、愛媛県5件）あり、「みんなでつくる財團おかやま」及び「ジャパン・プラットフォーム」の推薦により、7件で324万604円を助成配分予定である、とのことであった。

#### ② 「『就業規則』及び『準職員就業規則』の改定」の件

報告によると、「就業規則」「準職員就業規則」については、安倍内閣の働き方改革により年次有給休暇の取得率を高め、10日以上の年次有給休暇を持つ労働者に対し使用者が義務として年5日、時季を定めさせた上で取得を図る法律との法律が4月1日より施行となることに伴い、該当する就業規則等の当該箇所（年次有給休暇）を改定するものである。もう一つは、平成16年度に施行された裁判員制度の裁判員候補者に職員1名が該当したので、年次有給休暇以外の有給休暇とすべく規定（特別休暇）を改定するものである。なお、今回の改定後の規定は4月1日から施行する、とのことであった。

#### ③ 「平成31年度役員報酬(4～6月)」の件

役員報酬の月額については30年度と同じであるが、6月の定時評議員会の終結をもって理事長(自分)以外の理事の任期が満了するため、本理事会では4月から6月までの3ヶ月間の役員報酬について承認いただきたい、なお、鶴見常務理事は3月末で理事を退任するので、31年度の役員報酬の対象は2名となる。とのことであった。

(④) 「退任理事に対する退職慰労金」の件

鶴見常務理事が3月末で退任することに伴う退職慰労金を、役員報酬規程に基づき在任期間1年9ヶ月として94万5,000円を算定したことであった。

(⑤) 「定時評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等」の件

平成30年度の事業報告等及び計算書類等の承認、役員改選等に係る定時評議員会は、6月27日(木)14時より仏教伝道センターにて開催することが決議された、とのことであった。

(2) 内閣府令等の一部改正に関する意見募集及び公法協意見書(鈴木副理事長)

報告によると、公益認定法施行規則、公益認定等ガイドラインの一部改正案に関する意見が2月、内閣府からパブリックコメントに付されたが、当協会は意見書を提出した。意見書においては、原案に反対であるとし、その理由として、控除対象財産である6号財産の果実の中に「具体的に費消される見込みもなく、漫然と蓄積されるものが散見され」とあるが、仮にそうであれば個別に指摘をすれば足りるはずであること、元本と果実を区別し、なおかつその使用時期まで制限するのは規制強化そのものであること、指定寄附はいろいろな形があり得るので法令で規制するものではない、ことからである。

(3) 制度改正要望活動の状況(鈴木副理事長)

報告によると、昨年12月4日に開催した「新公益法人制度施行10周年」シンポジウムは成功裡に終了したが、その提言の実現に向け、シンポジウムに先んじて、昨年11月9日に公明党、11月15日に立憲民主党、11月22日に国民民主党を訪問し、税制改正要望と合わせて制度改革要望を行った。また、内閣府公益認定等委員会事務局には提言要望書を提出した後、11月30日に訪問し説明を行った。さらに、政権与党である自民党に対しては、11月21日、1月16日、2月7日、3月1日に訪問し説明を行い、さらに3月5日に自民党本部「公益法人等のガバナンス改革検討チーム」のヒアリングが開かれ、ガバナンスをめぐる提案、公益法人制度改革要望について意見を述べた。まだまだ手ごたえを感じるものではないので、今後も皆さんと共に声を上げていきたいご協力をお願いしたい、とのことであった。

(4) 「民間法制・税制調査会」第二期活動計画(鈴木副理事長)

報告によると、本調査会は、12月のシンポジウムの政策提言の基礎となった委員会であるが、30年度に十分に議論が尽くせなかつたものがあり、特に小規模法人対策、会計基準の検討などの議論を継続したい。30年度に引き続き、(一財)MR△ハウスによる支援(助成予定額200万円)のもと実施したい。なお、委員会の委員構成は、法律系の先生方は今年度と同じであるが、会計基準絡みのテーマがあることから、会計系の先生を3名増やす予定であり、現在交渉中である。3月より準備を開始し、4月より8月を除く毎月開催を予定している、とのことであった。

### (5) 平成30年度入退会の状況（鶴見常務理事）

報告によると、2月末時点の会員動向は入会が41件、退会36件であるが、毎年年度末に退会が多く発生することを考慮し、本年度の見通しは若干の純減を想定している、とのことであった。

以上の報告に対して、次の意見及び質疑応答等があった。

（秋山評議員）「中期経営計画」の中の3頁「組織整備」に全国的なネットワークの構築との記述があるが、昨年から今年にかけてSDGSに関するセミナーが非常に盛んになってきている。今まではどうしても東京から見る地方であり、中心が東京にあって、それに対する支部、地方という概念に日本は終始している感じがある。本来的なネットワークやコラボレーション、課題解決はコミュニティで、即コラボレーションできるということに変わってきており、街づくり、地方創生につながってくるという気運が醸成されている。ぜひ、組織整備というときには公益法人協会が中央にあって、そこから見る地方ということではなく、地域同士、地方同士、コミュニティ同士がつながれるような、地域課題に向けて活動しているネットワークを支援するというような概念を持っていただきたいと思う。

（雨宮理事長）ご指摘のとおりである。NPOは各地域にセンターがあるが、公益法人協会はともすれば上から目線のように見えるのでは感じることもある。被災地に災害の状況を見に行っても問題は山積しているし、公益法人のことを理解していない人もたくさんいる。ロックごとに中心となる公益法人の方を決めるのもよいだろう。中央から地方を見るのではなく、地方同士で検討することも非常に重要だと感じた。そこにいくまでが大変だと思うが、情報を流すだけではなく、一緒につながって、よりよい効果が出るようなことをしたい。そもそも公益法人とは何か、公益法人関係者は、家族にさえそれを説明できないのではないか。公益法人界には、「分かりやすく説明すること」が求められている。

（蓑評議員）報告にあった就業規則の改定は、労基署へ届け出るのか。

（鈴木副理事長）届出が義務づけられている。

（谷井評議員）反対説明を出された遊休財産規制の強化等を考えると、公益認定を受けたい気持ちのある一般法人でも、公益認定を取るのがこわいと思ってしまう。これは、現行制度のリスクである。また、事業の説明で捨てる戦略、残す戦略とあったが、公益法人協会の相談室は非常に頼りになってしまっており、今後ともぜひ残していただきたい。

### (6) その他報告

- ① 鶴見常務理事が3月末で理事を辞任することが報告された。
- ② 定時評議員会以降の事業実施状況等につき（上記(5)までに報告した項目を除く）、別添の配布資料を元に概要報告があり、詳細は後で資料をご覧いただきたいとのことであった。

以上をもって議案の審議等を終了したので、17時、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人は記名押印する。

平成31年3月13日

議長 高橋 陽子 

議事録署名人 秋山 孝二 

議事録署名人 伊藤 道雄 

本議事録の作成にかかわる職務を行った者の氏名

公益財團法人公益法人協会

総務部総務担当課長 加藤 利文

総務部 松野亜希子

